

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案

①法案の目的

- 本法は、協定の適確な実施を確保するため、協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定めることを目的とする。
(第1条)

②法案の内容

- (1) 道路運送法及び道路運送車両法の適用除外(第3条)【国土交通省関連】
 - ・英国軍隊が使用する公用車両について、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外に係る規定を整備する。
- (2) 刑事手続等の特例(第4条～第11条)【法務省関連】
 - ・逮捕された英国軍隊構成員等の引渡しや英国軍隊の財産の差押え・搜索等に係る所要の規定を整備する。
- (3) 国の賠償責任(第12条～第14条)及び特殊海事損害に係る賠償請求の援助(第15条～第18条)【防衛省関連】
 - ・英国軍隊構成員等が、その職務を行うに際し、日本国内において違法に他人に損害を加えたとき等に、国の公務員等の例により、日本国が損害賠償の責任を負うこととする規定等を整備する。

③その他

- 同協定の目的は、日英の防衛協力の円滑化であるところ、防衛省の所掌事務である「防衛及び警備」の一環としての「防衛の分野における国際的な交流」との親和性等を踏まえ、防衛省を主管省として、関係省(法務省、外務省、財務省及び国土交通省)と共同請議の上、国会提出のための閣議決定を行う。